

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

| | |
|---------|--|
| 氏名 | 広田 秀樹 |
| 学位 | 博士（法学） |
| 学位記番号 | 新大院博（法）第37号 |
| 学位授与の日付 | 令和5年9月20日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第3条第3項該当 |
| 博士論文名 | レーガン政権の高度戦略優位構築と対ソ核軍縮交渉 ——米ソ間核縮小均衡への取り組み 1981 - 1989—— |
| 論文審査委員 | 主査 教授 神田 豊隆 副査 教授 稲吉 晃 副査 教授 真水 康樹 副査 同志社大学 准教授 三牧 聖子 |

博士論文の要旨

本論文は、アメリカ外交史・冷戦史・国際政治史の研究である。世界に存在する核弾頭は米ソ（ロ）による保有が大部分を占めてきたが、その総数は1980年代半ばのピーク時に約7万発に達した後に急速に減少に転じ、今日はその約18%の1.27万発まで削減されるに至っている。本論文の目的は、こうした「大幅核削減への転換点」が出現した最も重要な要因の一つとして、1981-1989年のレーガン政権の政策があったことを明らかにすることにある。すなわちレーガン政権は、まず軍事政策において、ソ連に対する高度戦略優位の構築に尽力した。これにかなりの程度成功したことが、レーガン政権の対ソ外交、とりわけソ連との核軍縮交渉において有利な条件を作り出した。それは具体的にはINF全廃条約などの成果をもたらしたが、アメリカ側の高度戦略優位を背景に、核軍縮交渉におけるソ連の度々の譲歩が行われた結果として、以後の米ソ間核縮小均衡の達成に繋がっていったのである。

本論文は、8年間に渡るレーガン政権の全ての期間を対象とし、その軍事政策と対ソ交渉の展開を一次史料に基づいて緻密かつ詳細に跡づけながら、以上の内容を高度な実証性ととも論じるものである。本論文の依拠する史料は、特に、レーガン大統領図書館、米国連邦議会図書館、米国国立公文書館において閲覧可能な膨大なアーカイブ文書である。

本論文は、以下のとおり構成されている。

序章では、上述した本論文の目的が説明された後、先行研究への批判がなされる。レーガン政権の対ソ核軍縮交渉に関連する研究は数多く存在し、それらは三つに分類できるが、それぞれ以下のような欠点を有し、本論文はそれらを克服する意義を持つ。第一は、レーガン個人の政策観に焦点を合わせて対ソ交渉を検討した研究であるが、レーガンや政権を支える米国保守派の政策観を形成した長期的背景への考察が十分ではない。第二は、レーガン政権の軍事力強化政策と対ソ核交渉を結びつけた研究であるが、同政権が推進したSDI（戦略防衛構想）以外の軍事政策へ

の目配りはなく、また SDI 自体の検討も十分ではない。第三に、レーガン政権期の米ソ核交渉を直接の主題とした研究であるが、レーガン政権が米ソ核兵器の縮小均衡化を大きな目標としていたことなど、明らかにされてこなかった点も多く、またゴルバチョフの重要性を過大評価する傾向が強い。なお、序章では、利用史料についても説明がなされる。

第 I 部の「歴史的背景」は、第二次世界大戦後からレーガン政権以前の時期における、アメリカの対ソ戦略関係を概観する。第 1 章では 1962 年のキューバ危機まで、第 2 章はそれ以後の時期を対象とする。ここでは特に、レーガン自身や彼の政権を支えることになる保守派、なかでも対ソ軍縮交渉の中心を担ったニツツェの政策観の形成過程を明らかにする。自国の確実な戦略的優位を確立することが、外交交渉における大きな力になり、それが確実かつ実質的な核の大幅削減を実現し、平和をもたらすのだとの信念を、彼らは確立していったのである。

第 II 部「レーガン政権の高度戦略優位構築」は、レーガン政権の軍事政策を扱った部分であり、同政権が進めた戦略兵器高度化を中心に、アメリカ側の高度戦略優位の構築を図ったことの内実を、第 3 章から第 5 章の三つの部分において考察する。ここでは特に、SDI、空対宇宙ミサイル・ASM135 利用衛星破壊兵器、核搭載の海洋発射型巡航ミサイルに焦点を当てて、それぞれに関してレーガン政権が対ソ優位の構築に尽力したことを詳細に論じる。

第 III 部「レーガン政権の対ソ核軍縮交渉」では、高度戦略優位を後ろ盾にしたレーガン政権の対ソ核軍縮交渉の推移を検討する。まず第 6 章において対ソ交渉の全体像が示されるが、一連の交渉においては「アメリカ側の高度戦略優位性→それによる米国の圧力→ソ連側の譲歩」というパターンで一貫していたことが強調される。

続いて、レーガン政権期を三つの時期に区分して詳細な考察を行う。第 7 章は、INF 交渉・START という 2 つの核交渉が開始するものの、決裂に至る 1981-1983 年の「ファースト・ステージ」である。レーガン政権は、当初からデタント期の政権とは異なる交渉スタンスを採用することをソ連側に示すとともに、ソ連に近いリビアやニカラグアに対して実際に軍事行動に踏み切ることにより、強硬な対ソ姿勢を明確にする。

第 8 章は、1984 年の「交渉再開への模索期」である。レーガン政権はソ連が求めたパーシング II の撤去を拒否し、INF 交渉・START も含めた包括交渉という形で、交渉再開が決定に至る。

第 9 章は、INF 全廃条約を成立させ、START 合意への十分な目処をつける 1985-1988 年の「セカンド・ステージ」である。1985 年に米ソは「INF 交渉の先行個別合意」「戦略核の 50%削減」という「総論」で合意するが、その後具体論での交渉は停滞した。86 年、レーガン政権はソ連を牽制するため、SALT 体制の一方的離脱に踏み切った。同年のレイキャビク交渉はソ連の決定的譲歩により大きな成果を生み、翌 87 年には INF 全廃条約調印に成功した。88 年には、「START 共同条約草稿」の検討段階まで交渉は進展することとなった。

終章は、本論文の議論をまとめた後、レーガン政権以後の米ソ（ロ）核交渉の展開の概略が説明される。そして、本論文の現代的示唆に関して、近年、核軍縮交渉が停滞し、核軍縮の流れは行き詰まっているが、レーガン政権の対ソ核軍縮交渉から得られる教訓は、停滞する核軍縮交渉に再び勢いを与える可能性があることが主張される。

審査結果の要旨

本論文は、上述の通り、アメリカ各地のアーカイブで調査されたレーガン政権の政策文書を緻密に検討した上で、8年間に渡るレーガン政権の対ソ核交渉の歴史を詳細に描いたものである。A4で614頁に及ぶ、膨大な分析でもある。本論文はまず、歴史研究として最も重要な要素である実証性という点で高く評価すべきものであり、レーガン外交に関する日本語の研究は言うまでもなく、英語圏の研究と比較しても、本論文はこの点で最高水準にあるといえる。1980年代はまだ歴史研究としては新しい時代であり、本論文はこの分野を切り開く研究の一つであるともいえる。

実証性ととも、本論文の高く評価すべき点は、その論旨の一貫性である。レーガン政権が高度戦略優位の構築に尽力し、その成功をもって対ソ核軍縮交渉における有力な武器とし、それが米ソ間の合意をもたらす、という繰り返されるパターンがあったことは、本論文の対象とする全ての時期に関して同様に描かれており、その都度丁寧に実証がなされている。しばしば歴史研究が木を見て森を見ない傾向に陥りがちである一方で、8年もの長いスパンを一つの明確な視角で説明する本論文は、細部の分析の緻密さとこの両立という意味で、歴史研究者としての筆者の特別な力量を窺わせるものであるともいえる。

また本論文の特色は、この時期の米ソ関係におけるレーガン個人の役割を大きく描いたところにある。もっとも、近年はレーガンを“Peacemaker”とさえ呼ぶ研究もあり、ソ連に対する「悪の帝国」非難に象徴されるかつての好戦的レーガン像とは、評価が変わりつつある。近年の英語圏の多くの先行研究も、レーガンはゴルバチョフとともに、1980年代の米ソの軍縮合意やその後の冷戦終結に至る過程の中で、最重要の存在であると捉えている。それでも本論文が独自の意義を有するのは、この時期の米ソ交渉が大きく成果を挙げた重要な要因として、軍事レベルを含めたレーガンらの独特の対ソ外交構想があったことを、膨大な史料に基づいて説得的に論じたことにある。高度戦略優位の構築により平和を促進しようとした本論文のレーガン像は、好戦的か平和的かの二項対立でレーガンを捉えられないことを示唆するものでもある。

本論文はソ連側にさほど分析の力点を置いてはいないが、ソ連側史料のアクセスに限界がある中、二次文献を中心にしてソ連外交の実証的考察に極力努めていることも、本論文の優れた点である。また一般に国際関係の研究者は、この主題に限らず、その関心を軍事・外交から社会・文化の次元に移して久しい。そうした中で詳細な軍事政策の分析に敢えて挑んだ本論文は、貴重な存在であるともいえる。

もっとも、本論文には改善すべき点も存在する。「米国側の高度戦略優位性→その優位性による米国の圧力→ソ連側の譲歩」というパターンから逸脱している事例もあること、レーガン政権内部における見解の多様性への視点が弱いこと、国際関係理論の専門用語の使用が必ずしも適切でない箇所があること、などである。しかしこれらは、優れた歴史研究としての本論文の価値を損なうものではないといえる。

なお、本論文はレーガン政権の外交について国際政治のなかで論じたものであり、外交史・国際政治史の論文であるといえる。そのことから、本論文は、博士（法学）の学位を授与することが適切である。

以上の審査結果から、本論文は博士（法学）論文としての水準に十分に達していると評価することができるというのが、本論文審査委員会の一致した結論である。